

株式会社香川県建築住宅センター 適合証明業務約款

（責務）

- 第1条** 建築主（以下「甲」という。）及び株式会社香川県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、適合証明（独立行政法人住宅金融支援機構（平成17年法律第82号、以下「機構」という。）に基づく工事審査で、住宅若しくは建築物又は購入を行う者の依頼により当該住宅が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める基準に適合することを証明する業務をいう。以下同じ。）に関して、機構の定める基準を遵守し、この約款及び株式会社香川県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「適合証明業務規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、適合証明業務規程に定められた業務を行わなければならない。
- 3 乙は、甲からの業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める株式会社香川県建築住宅センター適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定めた額の手数料を手数料規程第4条に規定する日までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定める場合又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲において、対象建築物の計画、施工方法その他必要な情報を遅延なくかつ正確に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物及び対象建築物の敷地に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の適合証明業務において、対象建築物等の計画に関し、乙がなした機構が定める基準への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。’

（適合証明の期日）

- 第2条** 乙は、設計検査の申請を受理した日から7日以内に検査を行い、設計検査通知書の交付及び交付できない旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲に帰すべき事由により遅延した場合においてはこの限りでない。
- 2 乙は、中間現場検査の申請を受理した日から4日以内に検査を行い、中間現場検査通知書の交付及び交付できない旨を甲に通知しなければならない。ただし、乙に帰することのできない正当な事由がある場合又は甲に帰すべき事由により遅延した場合においてはこの限りでない。
- 3 乙は、竣工現場検査の申請を受理した日から7日以内に検査を行い、竣工現場検査通知書・適合証明書の交付及び交付できない旨を甲に通知しなければならない。ただし、乙に帰することのできない正当な事由がある場合又は甲に帰すべき事由により遅延した場合においてはこの限りでない。
- 4 前2項の規定による遅延した場合等にあつては、甲乙協議の上期日を定める。

(申請内容の変更)

- 第3条** 甲は、検査通知書及び適合証明書の交付前に甲の都合により申請した住宅の内容を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の関係図書を提出しなければならない。
- 2 前項による変更が、大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る設計検査の申請を取下げ、別件として改めて設計検査の申請をしなければならない。
- 3 前項の申請の取下げがあつた場合は、次条第2項の契約の解除があつたものとする。

(甲の契約解除権)

- 第4条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1)乙が、正当な理由なく、第1条に掲げる業務を履行せず、またその見込みのない場合
- (2)乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取下げる旨の通知をしてこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、その手数料の返還を乙に請求することができる。この場合、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、その手数料を甲に返還しない。
- 6 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。
- 7 第2項の規定により契約を解除した場合は、乙は、甲に申請関係図書を返還するものとする。

(乙の契約解除権)

- 第5条** 乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、手数料を甲に返還しない。またその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

- 第6条** 乙は、次の各号に該当する場合は、一切の責任を負わない。
- (1)甲の提出した書類等に虚偽の記載があり、それに基づいて適合証明がなされた場合。
- (2)乙による故意又は重大な過失がない場合。
- 2 乙は、適合証明業務を実施することにより、甲の申請に係る計画が建築基準法その他の法令に適合することを保証するものではない。
- 3 乙は、適合証明の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではない。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た情報について、情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）その他個人情報保護に関する諸規範に従い適合証明業務に関し知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損を防止するとともに、適合証明業務その他公庫業務以外の目的での複製利用等をしないこととする。

2 乙は、適合証明業務を行う事務所に適合証業務実施者が赴いた事実を証明できる書類、帳簿その他業務に関する文書、図面及び電磁的記録（電子的方式その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られた記録）について、適正な作成及び授受、整理、保管、廃棄等を行う。

(別途協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に基づき協議のうえ定めるものとする。

(附則)

この業務約款は、平成15年10月1日から施行する。

この業務約款は、平成17年4月1日から施行する。

この業務約款は、平成19年4月1日から施行する。

この業務約款は、令和7年4月1日から施行する。